

令和２年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算

令和２年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６，９３９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６０，９５２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和３年３月３１日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	6,022	△281	5,741
	1 使用料	6,021	△281	5,740
4	繰入金	55,863	△4,358	51,505
	1 一般会計繰入金	55,863	△4,358	51,505
7	企業債	36,600	△2,300	34,300
	1 企業債	36,600	△2,300	34,300
歳 入 合 計		167,891	△6,939	160,952

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	簡易水道費	160,055	△6,939	153,116
	1 事業費	160,055	△6,939	153,116
歳 出 合 計		167,891	△6,939	160,952

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 法 方	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 法 方	利 率	償 還 の 法 方
簡 易 水 道 業 事	36,600	証書借入	年3.0%以内 ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	政府資金に ついては、そ の融資条件に よる。 銀行その他 の場合には、 その債権者と その都度協定 し記載する。 ただし、町 財政の都合に より据置期間 及び償還年限 を短縮し若し くは繰上償還 または低利債 に借り換えす ることができる。	34,300	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ

1 総括
(歳入)

歲入合計	167,891	△6,939	160,952
------	---------	--------	---------

[illegible]

2歳入

1款 使用料及び手数料

△281千円

1項 使用料

△281千円

目	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道使用料	千円 6,021	千円 △281	千円 5,740
計	6,021	△281	5,740

4款 繰入金

△4,358千円

1項 一般会計繰入金

△4,358千円

1 一般会計繰入金	55,863	△4,358	51,505
計	55,863	△4,358	51,505

7款 企業債

△2,300千円

1項 企業債

△2,300千円

1 水道事業債	36,600	△2,300	34,300
計	36,600	△2,300	34,300

節		説明
区分	金額	
1 簡易水道使用料	千円 △281	簡易水道使用料 千円 △281

1 一般会計繰入金	△4,358	一般会計繰入金 △4,358

1 簡易水道事業債	△2,300	簡易水道事業債 △2,300

3	歳	出	
1	款	簡易水道費	△6,939千円
1	項	事業費	△6,939千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	千円 160,055	千円 △6,939	千円 153,116	千円	千円 △2,300	千円	千円 △4,639
計	160,055	△6,939	153,116	0	△2,300	0	△4,639

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	千円 △1,594	千円 修繕料 △516 光熱水費 △1,078
13 委託料	△121	水質検査委託料 △121
15 工事請負費	△5,224	貯水池整備工事費 △5,224